

(様式第11号) (第10条関係)

温泉成分分析業務廃止届

年 月 日

長野県知事 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり、温泉成分分析の業務を廃止しました。

記

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

薬 務 課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第7号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日」を「及び土曜日」に改める。

第8条第2項第1号のイ中「32単位時間」を「30単位時間」に改め、同号のウ中「又

は6日」を削る。

別表第3中「第74条の2第1項」を「第74条の2第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

高 校 教 育 課

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第6号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の見出し中「当該子の同居の親族」を「者」に改め、同条中「ものは、同項の規定による請求に係る子の16歳以上の同居の親族であつて」を「者は」に改め、同条第2号中「当該」を「、条例第5条の2第1項の規定による」に改め、同条第3号中「及び」を「、第4条の5及び」に、「14週間目」を「14週間目。第4条の5において同じ。」に改める。

第4条の3第1項中「当該子の同居の親族」を「職員の配偶者で当該子の親であるもの」に、「制限期間」を「深夜勤務制限期間」に改める。

第4条の4第1項中「制限期間」を「深夜勤務制限期間」に改め、同項第2号及び第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号中「深夜において、」を「当該請求をした職員の配偶者で」に、「を常態として」を「の親であるものが、深夜において常態として当該子を」に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「がいる」を「に該当する」に改め、同条第2項中「制限期間」を「深夜勤務制限期間」に改める。

第4条の5の見出し中「深夜勤務」の次に「及び時間外勤務」を加え、同条中「第4条の2から前条まで」を「第4条の3及び第4条の4（第1項第4号を除く。）」に、

「第5条の2第2項」を「第5条の2第3項」に、「第4条の2中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、第4条の3第1項中「子」を「第4条の3第1項中「子及び職員の配偶者で当該子の親であるもの」に、「前条第1項第1号」を「並びに」とあるのは「及び」と、第4条の4第1項第1号」に、「により」を「により当該請求をした」に、「と職員」を「と当該請求をした職員」に改め、「同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育する」とあるのは「介護する」と、「第4条の2」とあるのは「次条において準用する第4条の2」と」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前2条（前条第1項第4号及び第2項各号を除く。）の規定は、条例第5条の2第3項において準用する同条第2項の規定による要介護者を介護する職員の正規の勤務時間外における勤務の制限について準用する。この場合において、第4条の6第1項中「子及び職員の配偶者で当該子の親であるもの」とあるのは「要介護者」と、「並びに」とあるのは「及び」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

第4条の5を第4条の8とし、第4条の4の次に次の3条を加える。

（時間外勤務の制限の請求に係る子を養育することができる者）

第4条の5 条例第5条の2第2項の人事委員会が定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により、条例第5条の2第2項の規定による請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 分べんの予定日以前6週間目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内にある者でないこと。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第4条の6 職員は、条例第5条の2第2項の規定による正規の勤務時間外における勤務の制限（以下この条及び次条において「時間外勤務の制限」という。）を請求しようとするときは、当該請求に係る子及び職員の配偶者で当該子の親であるものに関する事項並びに時間外勤務の制限を請求する一の期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。以下この条及び次条において「時間外勤務制限期間」という。）を記載した書類を、時間外勤務制限期間の初日の前日までに、任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、時間外勤務の制限の請求があつた場合には、当該請求をした職員に対して速やかに条例第5条の2第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難である

かどうかについて通知しなければならない。

- 3 任命権者は、時間外勤務の制限の請求が、当該請求のあつた日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限期間の初日とする請求であつた場合で、条例第5条の2第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限期間の初日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限期間の初日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限期間の初日を変更した場合には、当該請求をした職員に対して当該時間外勤務制限期間の初日を当該変更前の時間外勤務制限期間の初日の前日までに通知しなければならない。
- 5 任命権者は、時間外勤務の制限の請求に係る事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第4条の7 時間外勤務の制限の請求がされた後時間外勤務制限期間の初日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合
 - (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第4条の5に規定する者に該当することとなつた場合
- 2 時間外勤務制限期間の初日以後時間外勤務制限期間の末日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務の制限の請求は、当該事由が生じた日を時間外勤務制限期間の末日とする請求であつたものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合
- 3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第8条第1項の表の第8号中「2歳」を「3歳」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第7号

一般職の職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の旅費に関する規則(昭和30年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条、」及び「、第5条、第12条」を削り、「基き」を「より」に改める。

第2条及び第3条を削り、第4条第1号中「宿泊施設」を「宿泊施設等」に、「払いもどし手続をとった」を「払戻し手続を執った」に、「、払いもどし」を「、払戻し」に、「但し」を「ただし」に、「により」を「の規定に基づき」に、「又は宿泊料」を「、宿泊料又は食卓料」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2号中「当該旅行」を「所要の払戻し手続を執ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額。ただし、その額はその支給を受ける者が、当該旅行」に、「により」を「の規定に基づき」に、「の額の3分の1に相当する額の範囲内の額」を「、着後手当、移転雑費又は扶養親族移転料の額をそれぞれ超えることができない。」に改め、同条を第2条とする。

第5条第1号中「輸送機関」を「交通機関等」に、「(以下)」を「(次号において)」に、「本条」を「この条」に、「より」を「基づき」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2号中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「、給料表の種類、職務の級、号俸又は給料月額及び氏名」を「及び氏名(外国旅行の場合にあつては、これらの事項のほか、職員の給料表の種類及び職務の級)」に改め、同項第2号中「旅行地名等」を「旅行目的地及び発着地」に改め、同条を第4条とする。

第7条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「但し」を「ただし」に改め、同条を第5条とする。

第8条を削り、第9条中「第6条第2項第1号」を「第4条第2項第1号」に改め、同条第1号中「、出発地名、経路及び到着地名」を「及び経路」に改め、同条第2号中「、日当」を削り、「食卓料等」を「食卓料、旅行雑費等」に改め、同条を第6条とする。

第10条を削り、第11条中「外」を「ほか」に改め、同条を第7条とする。
附則第2項を削り、附則第1項の見出し、項番号及びただし書を削る。
別表を削る。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように制定する。

平成14年3月29日

長野県公営企業管理者 飯 澤 清

○長野県公営企業管理規程第6号

長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

長野県公営企業財務規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第2号中「流用」の次に「（建設中利子及び現金支出を伴わない節以外の節から消耗品費又は備品費への流用を除く。）」を加える。

第36条第2項第3号中「20万円」を「10万円」に改める。

附 則

この管理規程は、平成14年4月1日から施行する。

総 務 課